

規制の事前評価書

評価実施日：平成26年12月25日

政策	水先法施行令の一部を改正する政令案		
担当課	海事局海技課	担当課長名	吉永 隆博
規制の目的、内容、必要性等	<p>① 法令案等の名称・関連条項とその内容 【法律案等の名称】 水先法施行令の一部を改正する政令案</p> <p>【関連条項】 水先法第35条第1項及び第2項並びに同法施行令第4条及び第5条</p> <p>【内容】 水先人の乗船を強制する（以下「強制水先」という。）区域である横浜川崎区における横浜港部分の強制水先対象船舶を、危険物積載船を除き、1万トン以上とする（水先法施行令第5条第1項）。</p> <p>② 規制の目的 横浜川崎区においては、平成11年に強制水先対象船舶の範囲を緩和して以降、対象船舶の範囲の設定に当たって考慮される要素である船舶の航行状況及び港湾整備の進展等その環境が変化してきていることから、現状に適合した規制とするため。</p> <p>③ 規制の目的に係る目標</p> <p style="margin-left: 20px;">a 関連する政策目標 5. 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保</p> <p style="margin-left: 20px;">b 関連する施策目標 14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する</p> <p style="margin-left: 20px;">c 関連する業績指標 ー</p> <p style="margin-left: 20px;">d 業績指標の目標値及び目標年度 ー</p> <p style="margin-left: 20px;">e 規制により達成を目指す状況についての具体的指標 ー</p> <p>④ 規制の内容 【規制の緩和】 横浜川崎区における横浜港部分の強制水先対象船舶を、危険物積載船を除き、1万トン以上とする。</p> <p>⑤ 規制の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 強制水先は、特に交通の難所とされる港又は水域を航行する船舶であって、安全上・公益上の観点から水先人による支援が不可欠なものを対象としている。横浜川崎区は、平成11年にその強制水先対象船舶の範囲を緩和して以降、その環境が変化し、規制が現状に適合していない可能性がある。（＝目標と現状のギャップ） ○ これは入港隻数の減少に伴う船舶の混雑状況の緩和や港湾整備の進展等その環境が変化してきているためである。（＝原因分析） ○ このため、現状に適合した規制に見直す必要がある。（＝課題の特定） ○ 上記を踏まえ、強制水先に関する検討会を設置し、その対象船舶のあ 		

	<p>り方を総合的に検討した結果、横浜港部分については、「強制水先を1万トン（現行3千トン）へ緩和（危険物積載船を除く）することは適当である。」との結論がとりまとめられた。</p> <p>これを受け、横浜川崎区における横浜港部分の強制水先対象船舶を、危険物積載船を除き、3千トン以上から1万トン以上にすることとする。（＝規制の具体的内容）</p>
想定される代替案	特になし。（現行の規制内容を現状に適合したものとするためには、他に手段がないため。）
規制の費用	<p>① 当該規制案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用 年間3.5億円の減少（平成25年水先料の緩和対象船舶の実績値分の減少）</p> <p>b 行政費用 特になし。</p> <p>c その他の社会的費用 特になし。</p>
規制の便益	本規制案（緩和）を実施しても、横浜川崎区における船舶交通の安全性は維持される。
規制の効率性 （費用と便益の関係の分析）	本規制案（緩和）に伴い遵守費用が減少する一方、便益は維持されることから便益が費用を上回っていると考えられる。
有識者の見解、 その他関連事項	<p>【横浜川崎区における強制水先対象船舶の範囲のあり方について（横浜港部分最終とりまとめ）（平成26年10月29日横浜川崎区の強制水先に関する検討会）（抄）】</p> <p>9. 以上を総合的に勘案すれば、船舶大型化による入港隻数の減少、南本牧ふ頭の整備（沖合展開）による船舶交通の分散、混雑時の航行規制等により船舶の輻輳状況が緩和してきており、強制水先を1万トン（現行3千トン）以上に緩和（危険物積載船を除く）することは適当である。</p> <p>操船の安全性を客観的に検証するシミュレーション調査からも緩和することが適当である。</p> <p>【「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）（抜粋）】 国際コンテナ戦略港湾である横浜港の国際競争力を強化するため、強制水先の緩和に向けて東京湾における安全対策を含めた検討を行い、本年8月までに結論を得る。</p>
事後評価又は事後検証 の実施方法及び時期	平成32年度末までにRIA事後検証シートにより事後検証を実施。また事後検証までの期間を分析対象期間とする。
その他 （規制の有効性等）	今回の改正は、個々の水域事情の変化に対応し、現状に適合した規制とするものであり、有効なものである。